

○大野城環境処理センター設置及び管理条例

昭和55年3月10日
条例第8号

(設置)

第1条 大野城太宰府環境施設組合は、一般廃棄物の最終処分場等を管理し、及び環境保全を図るための施設並びに循環型社会形成推進に資するためのせん定枝葉、刈草、廃木材等を受け入れるための施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大野城環境処理センター(以下「センター」という。)
- (2) 位置 福岡県大野城市大字牛頸2472番地

(管理)

第3条 センターの管理は、組合長がこれを管理する。

(技術管理者)

第4条 組合長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第21条第1項の規定により、センターの維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置く。

2 前項の技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に規定する資格を有するものとする。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、組合長に申請して許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年3月26日から施行する。

附 則(昭和57年条例第2号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。